

## 中核市市長会の概要

○設立 平成17年（前身の「中核市連絡会」は平成8年設立）

○会員市 47市（平成28年4月1日現在）

○会の目的 中核市相互の緊密の連携のもとに、中核市財政の円滑な運営と進展を図り、もって地方分権の推進に資する。

- 主な事業
- ① 政府や関係機関への提言（5～7月、11月）
  - ② プロジェクト調査・研究活動
  - ③ 中核市サミットの開催（10月 いわき市）
  - ④ 総務大臣と中核市市長との懇談会（8月）
- ※（ ）内はいずれも本年度の予定

### ○役員等

| 役職名 | 平成28年度 |    |    |
|-----|--------|----|----|
| 会長  | 奈良市長   | 仲川 | げん |
| 副会長 | 青森市長   | 鹿内 | 博  |
| 副会長 | 横須賀市長  | 吉田 | 雄人 |
| 副会長 | 豊田市長   | 太田 | 稔彦 |
| 副会長 | 倉敷市長   | 伊東 | 香織 |
| 副会長 | 宮崎市長   | 戸敷 | 正  |
| 監事  | 前橋市長   | 山本 | 龍  |
| 監事  | 大津市長   | 越  | 直美 |
| 顧問  | 豊橋市長   | 佐原 | 光一 |

※下線の市長は平成28年度より就任。

### ○その他

- ・中核市の要件 人口20万人以上の都市（地方自治法政令で指定）  
主な権限として、保健所の設置など

# 国の施策及び予算に関する提言

中核市市長会

平成28年5月

## 平成29年度 国の施策及び予算に関する提言について

中核市は、市民にもっとも身近な基礎自治体として、市民生活に密着した行政サービスを行う一方で、地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを推進するなど、地方分権の推進と地域の発展に向けた先導的・中核的な役割を果たしており、また、これらを推進するためには、国と地方が相互信頼に基づく協議を重ねることが重要であると認識している。

現在、我が国は人口減少・超高齢化という大きな課題に直面する中、中核市をはじめとする全国の自治体において、まち・ひと・しごと創生法により、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、人口減少の抑制、地方創生に向け、国の交付金等を活用しながら、地域の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生するための積極的な取組みが進められている。

しかしながら、人口減少問題に対応し、地方創生を実現するためには、子育て環境の整備や教育環境の充実、社会資本の長寿命化などを着実に進めていく必要があり、これらの財政需要に対し、税財源は十分とはいえず、財政運営は極めて厳しい状況にある。

このような中、中核市がその機能や役割を十分に果たしていくためには、実態に見合った権能と税財源のより一層の充実・強化を図る必要があることから、平成29年度国の施策及び予算について提言をまとめた。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講じるよう求める。

平成28年5月25日

中核市市長会

## 中核市市長会

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 会長  | 奈良市長  | 仲川 げん |
| 副会長 | 青森市長  | 鹿内 博  |
| 副会長 | 横須賀市長 | 吉田 雄人 |
| 副会長 | 豊田市長  | 太田 稔彦 |
| 副会長 | 倉敷市長  | 伊東 香織 |
| 副会長 | 宮崎市長  | 戸敷 正  |
| 監事  | 前橋市長  | 山本 龍  |
| 監事  | 大津市長  | 越 直美  |
| 顧問  | 豊橋市長  | 佐原 光一 |

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 函館市長  | 工藤 壽樹  | 高槻市長  | 濱田 剛史  |
| 旭川市長  | 西川 将人  | 枚方市長  | 伏見 隆   |
| 盛岡市長  | 谷藤 裕明  | 東大阪市長 | 野田 義和  |
| 秋田市長  | 穂積 志   | 姫路市長  | 石見 利勝  |
| 郡山市長  | 品川 萬里  | 尼崎市長  | 稻村 和美  |
| いわき市長 | 清水 敏男  | 西宮市長  | 今村 岳司  |
| 宇都宮市長 | 佐藤 栄一  | 和歌山市長 | 尾花 正啓  |
| 高崎市長  | 富岡 賢治  | 吳市長   | 小村 和年  |
| 川越市長  | 川合 善明  | 福山市長  | 羽田 聰   |
| 越谷市長  | 高橋 努   | 下関市長  | 中尾 昭   |
| 船橋市長  | 松戸 徹   | 高松市長  | 大西 秀人  |
| 柏市長   | 秋山 浩保  | 松山市長  | 野志 克仁  |
| 八王子市長 | 石森 孝志  | 高知市長  | 岡崎 誠也  |
| 富山市長  | 森 雅志   | 久留米市長 | 楢原 利則  |
| 金沢市長  | 山野 之義  | 長崎市長  | 田上 富久  |
| 長野市長  | 加藤 久雄  | 佐世保市長 | 朝長 則男  |
| 岐阜市長  | 細江 茂光  | 大分市長  | 佐藤 樹一郎 |
| 岡崎市長  | 内田 康宏  | 鹿児島市長 | 森 博幸   |
| 豊中市長  | 淺利 敬一郎 | 那霸市長  | 城間 幹子  |

# 提 言 項 目

## 【個別行政分野提言 21項目】

### ○税財源関連分野 4項目

1. 税財源配分の是正について
2. 地方交付税の総額の確保等について
3. 償却資産に対する固定資産税の現行制度堅持について
4. 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進に係る地方公共団体の地方創生施策を促進する財源措置について

### ○福祉関連分野 5項目

5. 国による子どもの医療費助成制度の創設について
6. 子ども・子育て支援新制度に係る国及び県の交付金について
7. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について
8. 地域生活支援事業費補助金の国庫補助について
9. 生活保護制度の抜本的見直しについて

### ○保険・医療関連分野 4項目

10. 国民健康保険制度の財政基盤強化について
11. 介護保険制度の財政基盤強化について
12. 地方単独の医療費助成制度事業に対する国庫支出金減額算定措置の廃止について
13. 救急医療体制の充実について

○環境・都市整備関連分野 3項目

14. 社会資本整備に対する国庫補助負担制度の拡充について
15. 道路橋等点検義務化に対する財政措置の拡充及び  
技術的支援について
16. 水道施設耐震化に対する財政支援の拡充について

○教育関連分野 4項目

17. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの  
配置の拡充について
18. 教職員定数等の充実改善について
19. 公立小中学校等への空調設置・改修やトイレ改修に係る  
財源の確保について
20. 就学支援制度の充実について

○その他分野 1項目

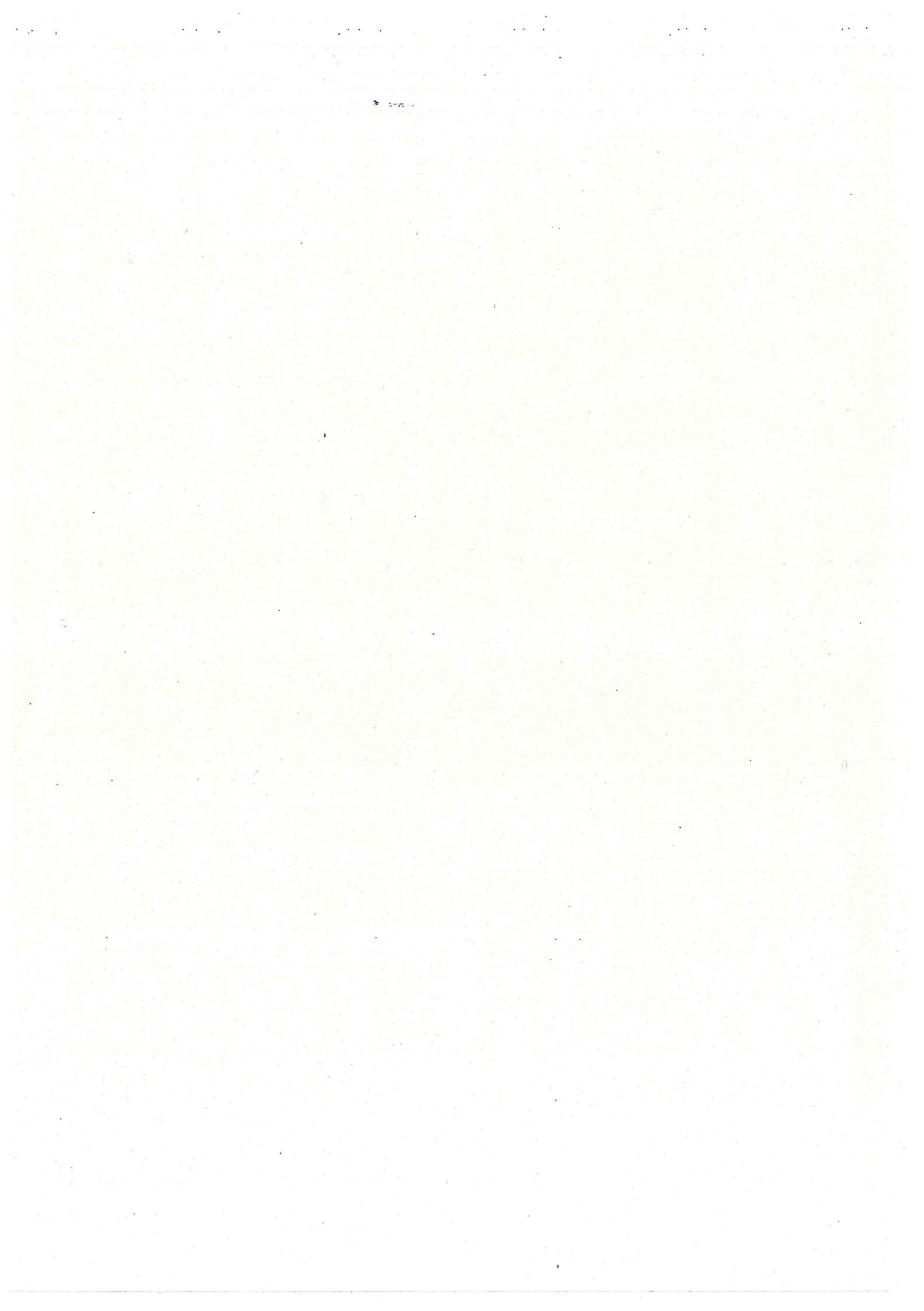
21. 社会保障・税番号制度の円滑な施行について

【東日本大震災関係 2項目】

1. 被災自治体に対する財政支援等について
2. 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する  
生活再建支援制度の拡充について

【原子力発電所事故関係 3項目】

1. 原子力発電所の確実な安全対策について
2. 除染対策について
3. 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について



# 個別行政分野提言

## 1. 税財源配分の是正について

中核市特有の財政需要に対応した税財源の拡充・強化を図るとともに、国と地方、都道府県と基礎自治体の役割分担を抜本的に見直し、国または都道府県からの包括的な権限移譲とあわせて税源移譲等を明確化するなど、中核市が担う事務と責任に見合う税財源の配分を行うこと。

特に、事務配分の特例として中核市に移譲される事務に必要な財源については、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させることの観点から見直し、都道府県税からの税源移譲を行うなど、税制上の措置を講じること。

### ◆詳細説明

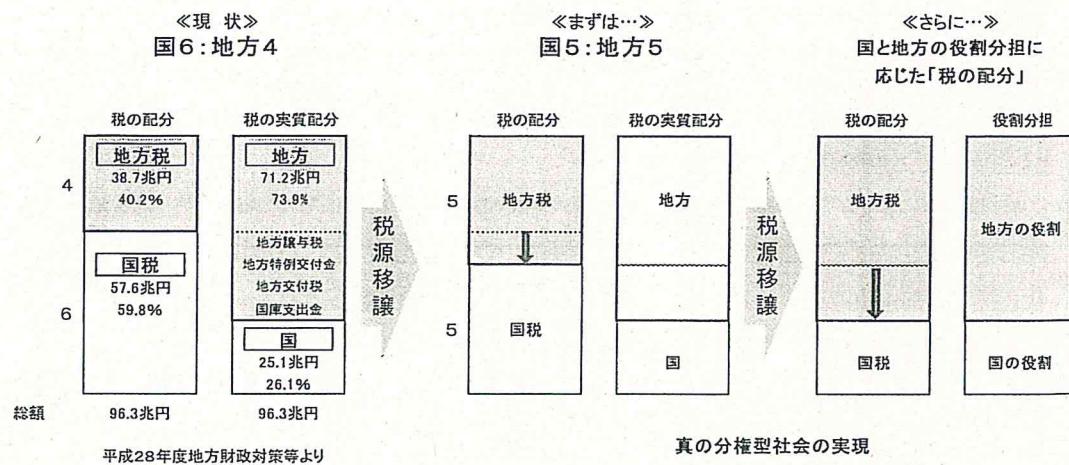
中核市においては、高次都市機能の集積のための基盤整備、防災対策の強化をはじめとする特有の財政需要が増嵩していることから、中核市への税源配分を拡充・強化すること。

現状における国・地方間の税の配分「6：4」と、地方交付税、国庫支出金等を含めた税の実質配分に依然として大きな乖離がある点を踏まえ、まずは国・地方間の税の配分「5：5」の実現を図ること。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方税の配分を高めること。

また、国と地方の関係に留まらず、都道府県と基礎自治体の関係においても役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、税源移譲を行うこと。

中核市には、事務配分の特例により都道府県の事務・権限が移譲されているが、移譲された事務に必要な財源については、税制上は事務・権限にかかわりなく画一的で不十分なものとなっている。中核市市民は、中核市から当該事務に関する行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は都道府県税として納税しているなど、市民サービスの提供者と税の徴収権者が一致していないねじれ関係が発生していることから、都道府県税からの税源移譲による税源配分の見直しを行うこと。

## 税財源関連分野（個別行政分野提言）



## 2. 地方交付税の総額の確保等について

地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増嵩を地方財政計画に的確に反映させた上で、必要な総額を確保するとともに、財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

恒常に生じている地方財源不足への対応は、臨時財政対策債による負担の先送りによるものではなく、法定率のさらなる見直しなどにより、臨時財政対策債制度の廃止、さらには財源不足の解消を図ること。さらに、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること。また、法定率の引上げなどによる一般財源の確保が実現できるまでの間は、引き続き地方の安定的財政運営に必要な歳出特別枠を堅持すること。

あわせて、地方の財源不足額の解消が図られるまでの間は、臨時財政対策債の算出方法である財源不足額基礎方式について、財政力の高い地方公共団体ほど臨時財政対策債の発行割合が多くなり、地方交付税が減額されてしまうことから、その算定方法を見直すこと。

### ◆ 詳細説明

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源として、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること。

地方交付税の総額については、国の財政健全化を目的とした削減や国の政策目的を達成するための手段として用いるような削減は決して行うべきではなく、地方財政計画において、中核市などの都市自治体の財政需要や地方税などの収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

恒常に生じる地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による地方への負担転嫁や先送りではなく、地方交付税法定率のさらなる引上げによって対応すること。また、法定率の引上げなどによる一般財源の確保が実現できるまでの間は、地方財政計画の歳出特別枠を堅持すること。

## 税財源関連分野（個別行政分野提言）

また、臨時財政対策債の算定方法としての財源不足額基礎方式は、財政力の高い地方公共団体ほど発行割合が高くなることに加え、平成27年度から中核市・特例市については、一般市と異なる算定方法となることにより、さらに発行割合が高くなっている。

こうした財政力や地方公共団体の区分により算定方法を差別化することと、各地方公共団体が臨時財政対策債に財源を求める趣旨とは何ら関連性がないため、このような算定方法を見直すこと。

### ■普通交付税等の状況

(単位：億円)

|                                |      | 平成27年度  |        |
|--------------------------------|------|---------|--------|
|                                |      | 金額      | 割合     |
| 普通交付税                          | 全国総額 | 157,495 | 77.7%  |
|                                | 市町村分 | 73,790  | 79.2%  |
|                                | 中核市  | 6,451   | 70.6%  |
| 臨時財政対策債<br>発行可能額               | 全国総額 | 45,250  | 22.3%  |
|                                | 市町村分 | 19,327  | 20.8%  |
|                                | 中核市  | 2,681   | 29.4%  |
| 普通交付税<br>+<br>臨時財政対策債<br>発行可能額 | 全国総額 | 202,745 | 100.0% |
|                                | 市町村分 | 93,117  | 100.0% |
|                                | 中核市  | 9,132   | 100.0% |

### 3. 償却資産に対する固定資産税の現行制度堅持について

企業の設備投資環境の改善と国内産業の空洞化を防ぐ観点から、「平成28年度税制改正大綱」において、償却資産課税の一部（機械・装置）に時限措置とはいえ、軽減措置が講じられることとなった。

しかしながら、固定資産税は、基礎自治体を支える安定した基幹税であることから、国の経済政策等の観点からの見直しを行うべきではなく、この度の措置は、あくまで今回限りの特例的なものとし、現行制度を堅持すること。

#### ◆詳細説明

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の3種類の固定資産を課税客体とし、当該固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して、応益的に課税するものである。また、課税客体である固定資産はどの市町村にも広く存在し、税源の隔たりも小さいことから、基礎自治体の基幹税としてその安定的確保が必要とされる。

とりわけ、償却資産の課税については、企業等が事業活動を行うに際して、当該事業に対する市町村からの受益度を示すものとして、事業用の土地・家屋と一緒に課税客体とすることが適当である。

中核市などの都市自治体には、行政区域内に多くの工場等が立地しており、国の経済対策等の観点からの見直しにより多大な影響を受けることになる。償却資産に対する課税については、現行制度を堅持することとし、この度の措置は、あくまで今回限りの特例的なものとすること。

#### 4. 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進に係る地方公共団体の地方創生施策を促進する財源措置について

人口減少対策や地方活性化に地方公共団体が主体的に取り組むため、まち・ひと・しごと創生法に基づき努力義務となっている「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」の策定について、国から強く要請されたところである。

地方公共団体の自主性、主体性を最大限に発揮できる施策を計画、実施するためには、包括的な交付金をはじめとする適切な財源措置が不可欠であり、総合戦略の実行期間となる平成28年度以降については、地方創生に取り組む地方公共団体が効果的に活用できる真に自由度の高い交付金の充実とあわせて、地方が必要とする所要額に係る継続的な財源措置を行うこと。

##### ◆詳細説明

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）の「IV. 地方創生に向けた多様な支援」の「3. 財政支援の矢」に基づく財政的支援措置については、国の平成27年度補正予算では、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として「地方創生加速化交付金」が創設され、各地方公共団体が総合戦略の取組みを推進するための支援策が講じられた。

さらに、平成28年度当初予算においても、総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための「地方創生推進交付金」1,000億円が予算に計上されるとともに、同交付金を法的に位置付け、安定的・継続的な事業実施に向けた仕組みを整えることとされた。このほか同交付金に係る地方負担1,000億円についても地方財政措置が講じられたほか、個別施策における財源措置にも取り組むこととされたところである。

そのような中、現在示されている同交付金の事業概要においては、総合戦略の趣旨に即した施策についても、対象分野・経費、事業の仕組みに一定の条件が設けられている。

総合戦略については、5年を期間とし、毎年度、事業を見直し、より有効な事業を実施することが国から求められており、地域の実情に即した創意工夫あふれる独自性ある施策を継続的に実施していくため、真に自由度の高い交付金の充実とあわせて、まち・ひと・しごと創生事業費をはじめとする継続的な財源措置を行うこと。

## 5. 国による子どもの医療費助成制度の創設について

子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されているが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じている。

国においては、自治体間の格差を是正し、すべての国民が安心して子どもを産み育てられる環境の実現のため、子どもの医療費助成制度を国の制度として創設すること。

### ◆詳細説明

子どもの健全な成長を確保するため、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で実施されている。都道府県ごとに認定基準や助成範囲が設定されており、市町村は都道府県の制度を活用し、医療費の自己負担に対して助成を行っている。都道府県の制度に加え、独自に対象者の拡大や負担軽減を図る助成を行う市町村も多く、市町村間で認定基準や助成範囲（助成対象年齢、所得制限、一部自己負担額等）において制度の格差も大きいなど、住む地域によってサービスに格差が生じている。

どこに住んでも、等しく安心して子どもを生み育てるこことできる環境を保障するのは、国の責務である。また、子育て支援策の拡充は、国において喫緊の課題となっている少子化対策にもつながるものであることから、国において子どもの医療費助成制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うこと。

## 6. 子ども・子育て支援新制度に係る国及び県の交付金について

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に係る国及び都道府県の市町村に対する交付金については、確実に実施されるよう負担割合を法定化するなど、国及び都道府県の負担を義務付けること。

### ◆詳細説明

子ども・子育て支援新制度における都道府県及び国の負担については、子ども・子育て支援法第67条第2項及び第68条第2項に規定されているが、地域子ども・子育て支援事業については「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」とされており、場合によっては市が実施した地域子ども・子育て支援事業について交付金が交付されないおそれがある。

地域子ども・子育て支援事業を確実に推進するためには、国及び都道府県の財政措置は不可欠であることから、国及び都道府県の市町村に対する交付金については、確実に実施されるよう負担割合を法定化するなど、国及び都道府県の負担を義務付けることとされたい。

## 7. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次のとおり要望する。

- ①放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ②放課後児童クラブを学校施設に整備するに当たり、配置上の問題から、特別教室を上の階に移設する場合などの移設先の整備費用についても補助対象となるよう補助制度を拡充すること。
- ③小規模な放課後児童クラブについて、最低児童数の要件を撤廃することも含め、交付金の拡充を行うこと。
- ④「放課後児童支援員等処遇改善等事業」における国庫補助額算定方法の簡素化及び算定基準控除額の引き下げを行うなど、国による財政支援の充実を図ること。

### ◆ 詳細説明

各自治体においては、放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免など各種施策を行っているが、各自治体の財政状況に左右されるものではなく、国による財政支援を行うことが適当であると考える。そこで、子育て家庭支援の視点からも経済的に苦しい家庭の支援については、国の施策として全国一律の制度として創設すること。

また、放課後児童クラブを学校施設に整備するに当たり、転用可能な教室が限られており、特別教室を移転して整備する場合があるが、その移設先を整備する費用は補助対象外となっている。そのため、放課後児童クラブとして使用する教室の代替教室の整備についても国による支援を行うこと。

放課後児童クラブへの交付金において、構成する児童の数が19人以下の場合、20人以上の放課後児童クラブへの交付金に比べ基本額が大幅に減額され

ており、20人の児童で構成される放課後児童クラブが翌年度に19人となつた場合、運営が難しくなる。また、1年間の平均利用児童が10人を下回る小規模な放課後児童クラブについては、現在、一定要件を満たす場合を除き、国の補助対象となっていない。地方においては、少子化の影響で周辺部の地域の放課後児童クラブの利用者数は、今後、減少する見込みであることから、保護者が安心して仕事をしながら、また、子どもが安全・安心に過ごせる場所としての放課後児童クラブの重要性を鑑み、小規模な放課後児童クラブについて、最低児童数の要件を撤廃することも含め、交付金の拡充を行うこと。

放課後児童支援員等処遇改善事業については、国庫補助額を算定するに当たり、算定方法が複雑であることに加え、算定基準控除額が大きいことから、現行制度においては利用可能な放課後児童クラブがごく少数に限られてしまう状況にある。また、国庫補助額の算定方法については、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A（平成27年8月4日）」においてのみ示されている状況にあるため、「放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「子ども・子育て支援交付金交付要綱」で明文化するなど、制度として明確化し、活用しやすいものとする必要がある。

## 8. 地域生活支援事業費補助金の国庫補助について

障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、地域生活支援事業費補助金の国庫補助について、地方財政に超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

### ◆詳細説明

地域生活支援事業費補助金の国庫補助については、平成21年8月25日厚生労働省発障第0825第1号厚生労働省事務次官通知「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」により行われているところである。

交付要綱において、市町村地域生活支援事業（地域生活支援事業のうち、市町村を実施主体とするもの）の国庫補助の交付額は、厚生労働大臣が示した基準額と対象経費（実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額）とを比較して少ない方の額に補助率50/100を乗じて得た額と定められている。そのため、対象経費が、国から示される内示額の範囲内とする基準額を超過すると、国庫補助が対象経費の50/100に満たず、地方財政負担が増加することとなる。

近年、障害者が増加していることや地域移行が推進されていることなどから、地域の特性に応じて柔軟に事業を実施することで障害者等の福祉の増進を図るという当事業の実施目的を達成するための当該事業費は増加傾向にあり、当事業の規模の縮小による対象経費の削減は困難であることから、現状のままでは地方財政負担は今後も増加していくものと考えられる。

以上により、地域生活支援事業費の国庫補助率を、対象経費の50/100を乗じて得た額とし、地方財政への超過負担が生じることのないよう求めるものである。

## 9. 生活保護制度の抜本的見直しについて

生活保護制度は、憲法第25条に基づき、国が国民の最低限度の生活を保障するための制度であり、本来国の責任において実施するべきものであるため、その経費については国において全額を国庫負担金として負担するとともに、制度の見直しについては、年金制度等社会保障制度全般のあり方も含め、地方公共団体の意見を十分に反映すること。

合わせて、地方財政計画における不交付団体水準超経費が増加することにより、交付団体の財政運営に支障が生じないよう配慮すること。

### ◆詳細説明

現在、被保護世帯の急増傾向はようやく落ち着いてきたものの、リーマンショック以降の全国的な被保護世帯の大幅な増加により、各自治体においては、生活保護に要する費用が財政を圧迫し、行政運営に支障をきたしている。

憲法第25条の理念に基づき、国が国民の最低限度の生活を保障するための制度であり、本来国の責任において実施するべきものであるので、その経費については国において全額を国庫負担金とすること。

また無年金や低額年金である高齢者の生活保護受給者も年々増加しており、制度見直しに当たっては、年金制度等をはじめとした社会保障制度全般のあり方を検証する中で制度の再構築を行うこと。

合わせて、地方財政計画における不交付団体水準超経費が増加することにより、交付団体の財政運営に支障が生じないよう配慮されたい。

## 10. 国民健康保険制度の財政基盤強化について

国保の持続的・安定的な運営のため、市町村国保間における保険料格差の是正と、今後も増加していく医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの財政負担に対して、国庫負担の拡大による財源強化がなされるよう次のとおり要望する。

- ①持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国保の財政基盤の強化として平成29年度以降毎年約3,400億円の公費を国保に投入するとされている。しかし、今後も医療費の伸びが見込まれる中においては、都道府県単位化までの財政運営を安定的に行うためにも、さらなる財政基盤の強化が必要であることから、その支援措置を講じること。
- ②地方財政措置については、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう、措置額の大幅な拡大を実施すること。また、現在行われている算定額の8割交付ではなく、算定額全額を交付すること。また、保険財政共同安定化事業等の拠出超過保険者に対する財政措置など、国保財政基盤の一層の拡充強化を図ること。
- ③前期高齢者交付金制度による交付金について、当該年度に必要とする財源の確保が行えるよう見直しを行うこと。
- ④後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費負担の対象から除かれていることから、国保会計から支出している後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公費負担を行い現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。

### ◆詳細説明

市町村国保は、被保険者の高齢化や景気低迷の影響により、世帯の所得が低下している一方で、医療技術の高度化や高齢化の進展により医療費は年々増加し、平成26年度においては全国規模で、約3,472億円に上る法定外繰り入れとあわせて、約932億円の繰上充用を行わなければ財政運営が立ち行かない状況であり、国保財政は危機的状況となっている。